# 伊奈町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和2年2月25日 令和3年3月25日改定 令和5年3月31日改定 伊奈町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務として位置づけられた。

そこで、活力ある農業・農村を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、「農地利用の最適化」を推進するための指針を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案による改正後の農業経営基盤強化促進法(以下「改正基盤法」という。)第5条第1項に規定する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する伊奈町の農業経営の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

# 第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

## (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合		
	(A) (B)		(B/A)		
設定時の現状	0.0.11	0.0 71	7 0.0/		
(令和2年2月)	2 9 1 ha	22.7ha	7.8%		
改正時の現状	0.7.01	0.01	7 0.0/		
(令和5年3月)	2 7 8 ha	2 0 ha	7. 2%		
3年後の目標	la c	1 7 h a	G 1.0/		
(令和8年3月)	—ha	1 7 ha	6. 1%		
目標	la c	1 9 h a	4 6 9/		
(令和12年3月)	—ha	1 3 ha	4. 6%		

- (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法
- ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について 農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して農地利用状況調査及び 農地利用意向調査を行い、結果について速やかに農業委員会サポートシ ステムに反映する。
- ② 農地中間管理機構との連携について 利用意向調査の結果を踏まえ、農地中間管理機構と密に連携を図る。
- (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

- 2 担い手への農地利用の集積・集約化について
  - (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	内の農地面積 集積面積 集積率		
	(A)	(B)	(B/A)	
設定時の現状	2 9 1 ha	4 0 ha	1.9. 7.0/	
(令和2年2月)	2 9 1 na	4 0 11a	13.7%	
改正時の現状	2 7 8 ha	8 3 ha	29.9%	
(令和5年3月)	2 1 6 Ha	O O IIa	29.9%	
3年後の目標	—ha	8 6 ha	30.9%	
(令和8年3月)	—na	0 0 118	30.9%	
目標	—ha	9 0 ha	32.3%	
(令和12年3月)	— IIa	9 0 11a	32.3%	

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法 農業委員及び農地利用最適化推進委員の現場活動等により把握した 情報をもとに伊奈町と連携し、利用権設定や農地中間管理事業等によ り農地利用集積を進める。

また、地域ごとに人と農地の問題を解決するための「地域計画」の作成・見直しについて、目標地図の素案の作成等、伊奈町の求めに応じて協力する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法 担い手への農地利用集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率によ

#### り評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

※担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、集落営農をいう。

# 3 新規参入の促進について

## (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人)			新規参入者数(法人)		
	(新規参入者取得面積)		(新規参入者取得面積)		面積)	
設定時の現状			4人			0 法人
(令和2年3月)	(		4 ha)	(		0 ha)
改正時の現状			4人			3法人
(令和5年3月)	(		4 ha)	(	3.	1 ha)
3年後の目標			5人			3法人
(令和8年3月)	(	4.	5 ha)	(	3.	1 ha)
目 標			5人		•	4法人
(令和12年3月)	(	4.	5 ha)	(	3.	6 ha)

# (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

埼玉県、伊奈町及びさいたま農業協同組合と連携し、農業を始めようとする新規就農者へのサポート体制を構築する。

## (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等 について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況そ の他事務の実施状況の公表」のとおりとする。